

**平成30年3月市議会における政策提案とその対策等**

〔議案質疑・**一般質問**・委員会〕

担当課	企業誘致・商工振興課	議員名	弘川 貴紀 議員
<p>〔提案事項〕</p> <p>中小企業振興資金貸付に係る信用保証料の補填について、同様の貸付制度を運用している県内18市町のうち、伊万里市だけが1%の上限を設けている。</p> <p>中小企業のさらなる振興に向けた支援のため、伊万里市においても信用保証料の全額補填を提案する。</p>			
<p>〔現況等〕</p> <p>平成15年度までは信用保証料の全額補填をしていたが、税収の減少や国からの地方交付税の縮減など厳しい財政状況を背景に、平成16年度から1%の上限を設け、現在に至っている。</p> <p>その間、行政、商工会議所、地元金融機関等で構成する金融懇談会などの場において、度々、上限撤廃の要望を受けており、昨年10月には商工会議所から上限撤廃に係る要望書の提出、11月に実施された市長と商工会議所正副会頭との懇談会においても、商工業の発展に寄与する取組の一つとして、全額補填の検討が挙げられた。</p> <p>さらに、平成28年度決算審査特別委員会においても、「上限を撤廃し、貸付事業のより一層の利用促進を図られたい」との意見を付されている。</p>			
<p>〔政策提案を受けての対策〕</p> <p>市内中小企業の資金調達に係る負担軽減を図り、設備投資等を促すためにも、信用保証料補填の上限撤廃に向け、検討を進める。</p>			
<p>〔対応状況・平成30年9月30日現在〕</p> <p>平成30年9月議会において中小企業振興資金貸付に係る条例の一部改正の議決を得て、平成31年1月1日から、信用保証料の補填上限をなくし全額を補填することが決定した。</p> <p>今後は、信用保証協会でのシステム変更を依頼するとともに、事業者に向けた周知を進める。</p> <p align="right"><b>【完了】</b></p>			